

令和5年度（2023年度）第2回北海道公衆浴場入浴料金審議会 議事録

1 開催日時

令和5年（2023年）8月2日（水） 15:00～15:30

2 開催場所

北海道立道民活動センターかでの2・7 10階 1040会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）

3 出席者

（1）委員10名

久保会長、今村副会長、大原委員、村上委員、海野委員、奈良委員、橋本委員、小西委員、佐藤委員、古名委員

（2）事務局4名

古郡健康安全局長、佐藤食品衛生課長、柴崎課長補佐、五十嵐専門員

4 議事

（1）開会

【食品衛生課長】

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第2回北海道公衆浴場入浴料金審議会を開催させていただきます。食品衛生課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。ここからは、座って説明させていただきます。

はじめに、各委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。本日、ご出席をいただいております委員は、「12名中10名」で、北海道公衆浴場入浴料金審議会条例第6条の規定による過半数に達しており、当審議会が成立することをご報告申し上げます。

なお、利用者代表委員の谷澤委員、経営者代表委員の村吉委員は、欠席となっておりますので、御報告いたします。

（2）挨拶

【食品衛生課長】

次に、開催に先立ちまして、健康安全局長の古郡からご挨拶申し上げます。

【健康安全局長】

道庁健康安全局長の古郡でございます。

本日、委員の皆様には、ご多忙のところ、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。2回目の審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

公衆浴場入浴料金の統制額につきましては、7月3日の第1回審議会において、知事からの諮問を受け、小委員会において検討するとされたところでございます。本日は、7月19日の小委員会の結果に基づきまして、答申内容をご審議いただくこととなっております。久保会長をはじめ、小委員会の委員の皆様には、大変お忙しい中、細部にわたる検討を迅速に進めていただきましたことに、心からお礼申し上げます。

本日の会議では、小委員会の結果を基に、原油価格の高止まりや、物価高騰に直面している中での入浴料金をどのように取扱っていくのかという点について、利用者の皆様と事業者の皆様、それぞれの立場から、ご審議いただくことをお願い申し上げ、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(3) 報告及び審議

【食品衛生課長】

それでは、久保会長に議事の進行をお願いします。

【久保会長】

それでは、会議を始めます。

先日の第1回審議会で設置した小委員会において入浴料金の統制額について検討していただいたところですが、このほど、その結果がまとまりました。

そこで本日は、小委員会の報告を受け、「入浴料金の統制額」と「答申書」の内容について審議し、結論を得たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小委員会の委員長であります今村副会長から、報告願います。

【今村副会長】

今村でございます。

7月3日に開催された第1回審議会において選出されました、私の他、4名の委員で、7月19日に小委員会を開催し、入浴料金統制額について検討を行いました。

その審議経過の概要と結果について、小委員会を代表して報告いたします。

第1回審議会で、入浴料金統制額の算定方法については、従来どおり総括原価方式を採用し、料金区分は、「大人（だいにん）」、「中人（ちゅうにん）」、「小人（しょうにん）」の3区分とすることを確認いただきました。そのため、小委員会では、賃金や上下水道料金、重油・灯油の単価、電気料金、物価上昇率などの推移について検討を行い、項目ごとの試算方法を決定し、今後1年間の収益と営業費用について試算を行いました。

まず、試算方法の決定の経過について説明します。

お手元に用意してあります資料の1ページ、資料1の「試算比較表」を御覧ください。

こちらは、前回、令和4年度における試算方法と、今回の試算方法を比較した表で、1月分の収支を示したものになります。

まず、表の下側の営業費用について項目ごとに説明します。

最初に、人件費の中の事業主分については、事業主報酬として、平成13年度の改定時から「据え置き」としていることや、利用者の費用負担をできるだけ少額にするため、今回も前回審議会からの「据え置き」としました。

次に人件費の中の従業員分については、実態調査額に賃上げ率を乗じて算出しました。

なお、この賃上げ率については、厚生労働省の「賃金引上げ等の実態に関する調査」における、企業規模別の1人平均賃金の改定率を採用しております。

次に用水費の上水道料については、各市町村の料金体系が異なるため、従来どおり、過去10年間の全道の上水道料金の平均上昇率を採用しております。

次に用水費の下水道料については、実態調査額に加算の要素はありませんでした。

次に燃料費についてですが、燃料区分ごとに試算方法を決めております。

重油と灯油の価格については、実態調査における1施設当たりの平均使用量に、直近3ヶ月の平均単価を加算して算出する方法を採用しました。

他、ガス、廃油、廃材、その他については、実態調査額としました。

次に、光熱費についても、同様に実態調査額としております。

次に消耗品費、修繕費、備品費、その他諸経費については、消費者物価上昇率より算出した費用上昇分を加算することといたしました。「消費者物価上昇率」とは、毎年1月に政府より発表される主要経済指標の一つである「消費者物価指数・変化率」の事ではありますが、今年度、令和5年度においては、7月20日の内閣府年央試算で2.6%上昇の見通しが示されたことから、こちらを採用しております。

借損料、保険料等、旅費及び交通費、会費及び交際費、減価償却費、公租公課、支払利子については、実態調査額に加算の要素はありませんでした。

以上が営業費用となります。

次に、資本報酬、建物再調達費については、従来と同様、国の通知に基づき、資本報酬は、自己資本の10%を、建物再調達費は、建物評価額の5%を計上することにしました。

続いて、上段の収益のうち営業外収入についてですが、今回は実態調査額に加算する要素はありませんでした。

以上の考えで、営業費用等の支出と営業外収入について、算出方法を決定しました。

次に入浴料金収入の試算について説明します。

2ページの資料2を御覧下さい。

資料2は、実態調査における1日平均入浴客数をベースとして各区分で入浴料金を10円ずつ引き上げた際の費用合計と収支差を試算したものです。

資料2から、必要な経費に対して黒字に転じるのは、試算結果10以降の大人料金を500円以上とした場合となります。しかしながら、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、公衆浴場業界の理解のもと、営業者の経営努力として営業経費を可能な限り削減することとし、値上げ幅を10円に抑え、大人料金を490円に改訂、また、平成3年から据え置いている中人、小人料金についても、値上げ幅を10円にすることが適当であるとの結論に達しました。

資料2では、試算結果3となります。

その結果、生じた収支差で3,177円の赤字については、公衆浴場業界の理解のもと、収益の中の営業外収入、プラス3,177円でまかなうことで、収支を均衡させることとしました。

以上、入浴料金の検討の結果が、答申書(案)の最後に添付している「公衆浴場入浴料金原価計算書」でございます。

次に、答申書の内容についてです。

コロナ禍においても、公衆浴場は、地域の保健衛生水準を維持の他、地域住民の憩いの場として、感染症対策を講じながら、地域に密着した営業を継続し、高齢者をはじめとする住民の心身の健康増進等に大きく貢献しており、その役割の重要性について盛り込むこととしました。

また、公衆浴場業界に対して、その役割の重要性を認識の上、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めるとともに、新たな利用者や若年層の利用拡大に向けた取り組みを検討するよう求めるとの提言を盛り込むこととしました。

道に対しては、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保について、今後の社会動向の変化や公衆浴場が地域と密接した関係にあることを認識の上、引き続き、国及び市町村と連携を取りながら必要な施策をとっていくよう求めることや、道が実施する補助事業などについて、業界団体と密に情報を共有し、効果的な施策を講じるよう求めるとの提言を盛り込むこととしました。

また、改定額について、公衆浴場営業者が現在直面している厳しい経営状況を考慮し、迅速に手続きを進めることを盛り込むこととしました。

以上が、小委員会での、入浴料金統制額についての審議経過と結果でございます。

【久保会長】

ただ今、今村副会長から小委員会の報告をいただきましたが、ご質問、ご意見はございますか。

【久保会長】

それでは、続きまして、答申書案について、事務局から朗読願います。

【事務局 五十嵐専門員】

(答申書案の朗読)

【久保会長】

ただ今の答申書案につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【小西委員】

答申書については、今議論していただいた内容で結構です。料金審議会における料金の改定について、委員の皆様には、大変お忙しい中、お時間を割いていただき、小委員会でも活発に議論いただき、ありがとうございました。

業界としては、組合員からは1円でも高くというのが、業界の要望ではありますが、我々の業界というのは、地域住民の皆様、道民の皆様がいて、やりたいことができる商売で、保健衛生を保持する観点から、必ずしも上げることがプラスになるとは考えていません。

ただ、その中で、どうしても認めていただかなければならない経費について、ご理解をいただき、大人10円、そして中人、小人についても各10円の値上げをお願いし、ご審議いただきました。

今諸物価が、いろいろとあがっている中で公衆浴場もかと言われるかもしれませんが、我々も1件でも浴場を確保しながら、地域の皆様にご利用いただくために今後もこの数字に沿いながら努力していきたいと思っており、決定につきまして一言ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【久保会長】

他にご意見ございませんでしょうか。

ただいま、小西委員からは答申書の修正ということではございませんでしたので、先ほどの答申書案のとおりでよろしいでしょうか。それではただいまの案のとおり答申することを決定します。

【久保会長】

なお、答申書については、本日、私から知事へ提出することにします。

立ち会いとして、今村副会長、小西委員、海野委員の3名にお願いしたいと思います。対応については、事務局で説明願います。

【食品衛生課長】

知事への答申書の提出は、この後16時から、本庁舎3階の知事会議室において行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、知事は所用のため、道場保健福祉部長が知事に代わって対応させていただきますので、ご了承ください。

久保会長、今村副会長、小西委員、海野委員におかれましては、このあと、知事会議室にご案内しますので、会議終了後、この場にお残りください。

(4) その他

【久保会長】

その他、何かございますでしょうか。

(5) 閉会

【久保会長】

それでは、これをもちまして、閉会といたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、精力的にご審議をいただき、大変ありがとうございました。